

和企政第188号
令和6年2月20日
(2024年)

日本共産党和歌山県北部地区委員会
委員長 国重 秀明 様
日本共産党和歌山市会議員団
団 長 森下 佐知子 様

和歌山市長 尾 花 正 啓



2024年度 予算編成にあたっての要望書について (回答)

このことについて、別添のとおり回答します。

日本共産党和歌山県北部地区委員会

日本共産党和歌山市会議員団

2024年度予算編成にあたっての要望書

回 答 書

和 歌 山 市

目 次

重点項目	1
市長公室	5
總務局	6
財政局	8
健康局	9
福祉局	12
市民環境局	13
產業交流局	15
都市建設局	16
企業局	18
消防局	19
危機管理局	20
教育委員會	20
選舉管理委員會	24

重点項目

1. 暮らしを支えるための経済対策

- ① 小学校・中学校の給食費の無償化については、県立や国立に通学する児童・生徒の給食費も助成すること。

教育委員会 学校教育部 保健給食管理課

学校教育法では、義務教育諸学校の設置者が学校給食を実施するとしており、学校給食を無償とするか否かについても、地域の実情等に応じて、各学校の設置者が判断すべきものと考えます。現在、本市が行っている学校給食の無償化は、市立小学校及び市立義務教育学校（前期課程）を対象に実施しています。

今後も、県立校や国立校の設置者と連携しながら事業を進めてまいります。

1. 暮らしを支えるための経済対策

- ② 国民健康保険料の均等割は廃止すること。当面半額にし、18歳未満については直ちに廃止すること。

健康局 保険医療部 国保年金課

子育て世帯の負担軽減については全国市長会を通じて要望してきたところであり、令和4年度より未就学児の均等割について減額となっております。今後も国や県の動向を注視し、連携しながら検討してまいります。

1. 暮らしを支えるための経済対策

- ③ 市内の事業者を守るためにインボイス制度の中止と消費税を減税するよう、国に対して意見をあげること。

産業交流局 産業部 産業政策課

財政局 財政部 財政課

税務部 市民税課

消費税率は増大する社会保障給付費への財源として、2014年4月に5%から8%へ、全世代型社会保障制度の構築に向けた安定財源確保のため、2019年10月に8%から10%へそれぞれ引き上げられております。消費税は将来に向けた安定した税財源であり、本市がその税率引き下げを国に対して求めることは困難です。

また、インボイス制度については、2019年10月の消費税増税に伴って軽減税率が導入された際に、事業者間の商取引で消費税率や税額の正確な把握をするために導入された制度であり、課税の適正化や消費税納税の透明性を図る制度と理解しております。

全国市長会を通じて、同制度の中止を求めるのではなく、制度の円滑な実施に向け、

事務負担の軽減など支援の充実について要望をしているところです。

1. くらしを支えるための経済対策

- ④ 生活保護制度について、冷暖房器具の購入費用や使用に係る電気料金相当分を扶助する夏季加算について、国に求めるだけでなく市独自で先行して実施すること。

福祉局 社会福祉部 生活支援第1課

生活支援第2課

エアコン未設置世帯について、設置を希望される方へはエアコン購入に向けた助言指導を行っており、高齢者、こども等の熱中症弱者のための熱中症対策として、声かけの強化やエアコン利用の有効性の周知、家計管理に係る必要な助言指導を行っています。

熱中症を予防する為には、適切なエアコン利用が重要であると考えており、国に対して全国市長会を通じてすべての被保護者世帯がエアコンを購入できる制度へ改めること及び電気料金相当分の「夏季加算」を創設することについて提言しています。

2. マイナンバーカードの取得は任意であり、取得されていない方が不利益とならないようにすること。同時に、国に対して従来の健康保険証を廃止しないように求めること。

総務局 総務部 デジタル推進課

健康局 保険医療部 国保年金課

健康保険証を令和6年12月2日に廃止することが、令和5年12月22日に閣議決定されました。健康保険証廃止後は、マイナンバーカードを取得されていない方等には、保険証の代わりとなる「資格確認書」が発行されます。

引き続き、国での制度や仕組みの検討状況について注視し、今後決定される内容について、市民の方が混乱なく保険医療を受けられるよう、市ホームページ等を通じて丁寧に説明していきます。

3. 保育所及び学童保育について、待機児童を直ちになくすこと。

福祉局 こども未来部 保育こども園課

待機児童については、早急に解消できるよう、今後も継続して取り組んでいきます。

教育委員会 教育学習部 青少年課

待機児童の解消については、余裕教室の活用並びに特別教室の有効活用について学校と協議するとともに、学校外の施設の活用を検討するなど教室の確保に努めます。

4. 和歌山県がパートナーシップ宣誓制度を導入することに伴い、和歌山市でもパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入すること。

市民環境局 市民部 男女共生推進課

性的指向や性自認に関して正しい理解が深まることが重要であると考え、講座の開催やホームページ等を活用した啓発を行っております。

同性パートナーシップ制度については、制度を導入する和歌山県と連携し、和歌山市で利用できるサービスを調整しつつ、同性カップルの方への不利益や不都合な取扱いを解消するよう取り組んでまいります。

5. 和歌山市水道ビジョン 2024 策定について

① 市民合意を最重点にすること。

企業局 水道工務部 水道企画課

和歌山市水道ビジョン 2024 策定については、有識者や各種市民団体の代表者で構成される「検討会議」を設置し、議論を重ねながら進めているところです。

また、令和5年12月25日から令和6年1月31までパブリックコメントを実施し、市民の皆様のご意見も伺いながら策定してまいります。

5. 和歌山市水道ビジョン 2024 策定について

② 検討会議の傍聴だけでなく市民の声が直接聴ける説明会を行うこと。

企業局 水道工務部 水道企画課

検討会議については、全て公開にて議論していることから、説明会は予定しておりません。

市民の声に関しましては、令和5年12月25日から令和6年1月31まで実施したパブリックコメントにより、市民の皆様のご意見を伺っております。

5. 和歌山市水道ビジョン 2024 策定について

③ 地域からの要望があれば、地域に出向いて説明会を行うこと。

企業局 水道工務部 水道企画課

地域からの要望による説明会は予定しておりません。

なお、検討会議を傍聴できなかった方に、後日お渡しできるよう、会議資料を用意しております。

また、お問い合わせいただければ資料内容の説明にも対応させていただきます。

6. 交通不便地域への支援を行うこと。同時に、和歌山バスの路線廃止や減便を食い止め復活させるための補助金の増額を行うこと。

都市建設局 都市計画部 交通政策課

交通不便地域への支援としては、現在、路線廃止などで公共交通が不便な地域において、地域バスやデマンド型乗合タクシーへの支援を行っております。また、バス路線維持のための対策として、和歌山バスの赤字路線である坂田線に対して補助を行っております。加えて、令和5年度においては車社会の進展や少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による乗客数の減少、原油価格高騰などにより経営が圧迫されている和歌山バスに対し、アフターコロナに対応したバス路線を維持する取組に支援を行っております。

和歌山バスへの補助金の増額については、市内バス路線の状況を和歌山バスと共有・連携しながら、検討しております。

7. 中学校給食は自校方式で行うこと。

教育委員会 学校教育部 保健給食管理課

令和3年度に実施した、和歌山市中学校給食実施方法等調査検討業務及び令和4年度に作成した和歌山市中学校給食等実施計画の内容を検討した結果、センター方式は高度な衛生管理を集中的に実施できること、食物アレルギー対応などを統一的に管理・運用ができること、将来の生徒数の変動にも柔軟に対応でき、安全安心な給食を持続的に提供できることなどの理由から、給食センター1か所での実施が最適な整備方法であると評価し事業を進めています。

8. 非核平和都市宣言を行っている市の市長として、引き続き核兵器禁止条約への批准を国に強く求めること。

市民環境局 市民部 市民生活課

本市では、昭和62年12月に議員発議による非核平和都市宣言が決議されました。また、恒久平和の実現が重要であるとの認識から、平成4年5月に日本非核宣言自治体協議会に、平成22年5月に平和首長会議に加盟、加えて、国際状況に進展がみられたことから、令和2年11月にはヒバクシャ国際署名に署名を行っております。

平和首長会議では、令和4年度に引き続き、令和5年10月に内閣総理大臣に対して、「核兵器廃絶に向けた取組の推進について」の要請のなかで、平和首長会議は、市民社会にあらゆる暴力を否定する「平和文化」を根付かせることにより、世界的な規模で平和意識を醸成し、為政者に核抑止力に依存することなく対話を通じた外交政策を行うよう促す環境づくりを推進していきます。

唯一の戦争被爆国である日本政府には、平均年齢が85歳を超えた被爆者を始めとする平和を願う国民の思いをしっかりと受け止め、核保有国と非核保有国との分断を解消するため、ヒロシマ・ナガサキの被爆体験が示している核兵器が人類に及ぼした

壊滅的な結果をあらゆる核兵器廃絶に向けた努力の基礎とすべきことを改めて認識した上で、議論の共通基盤を形成するための役割を果たしていただくよう要請します。あわせて、令和5年11月に開催された核兵器禁止条約第2回締約国会議にオブザーバー参加し、条約締約国等の声も受け止めた上で、核兵器廃絶のために力を尽くしていただくとともに、一刻も早く核兵器禁止条約に署名・批准していただくよう強く要請しているところです。

9. 市長は、市民の声を直接聴く機会を増やすこと。

市長公室 企画政策部 広報広聴課

地域でのさまざまな場に、市長が出向き、直接お話をお伺いしているところですが、今後さらに意見交換する場を増やしていきたいと考えています。

10. 突発事故や災害時、緊急時にも十分に自治体としての力が発揮できるように、必要な人員・体制を各部署に常勤職員として増員・配置すること。

総務局 総務部 人事課

突発的事故や災害時等の緊急時においては、全庁的な応援や人事異動による増員を図るとともに、本市の人員で不足する場合には、協定等に基づき他都市へ応援要請を行うなど、臨機応変に対応していきます。

また、今後も引き続き、行政需要に対応するための適正な人員の確保・配置に努めてまいります。

各部局要求項目

市長公室

1. 市長は、市民の声を直接聴く機会を増やすこと。

市長公室 企画政策部 広報広聴課

地域でのさまざまな場に、市長が出向き、直接お話をお伺いしているところですが、今後さらに意見交換する場を増やしていきたいと考えています。

2. イルミネーション、東京ガールズコレクション（TGC）などイベント行政でなく、地方自治体の本旨である市民の命、暮らし最優先の行政を行うこと。

市長公室 企画政策部 企画政策課

近年の激甚化・頻発化する災害に備えた防災対策、コロナ禍を通じた物価高騰対策、小学校給食費の無償化など、市民の生命、暮らしに必要な施策に引き続き取り組むとともに、まちの賑わいの創出や地域の活性化に資する取組を推進してまいります。

総務局

1. 突発事故や災害時、緊急時にも十分に自治体としての力が発揮できるように、必要な人員・体制を各部署に常勤職員として増員・配置すること。

総務局 総務部 人事課

突発的事故や災害時等の緊急時においては、全庁的な応援や人事異動による増員を図るとともに、本市の人員で不足する場合には、協定等に基づき他都市へ応援要請を行うなど、臨機応変に対応していきます。

また、今後も引き続き、行政需要に対応するための適正な人員の確保・配置に努めてまいります。

2. 恒常的な時間外勤務ありきの予算取りを止め、時間外勤務ゼロを目指すこと。

総務局 総務部 人事課

今後も引き続き、行政ニーズに対応するための適正な人員の確保・配置に努め、業務の平準化、時間外勤務の削減等を図ってまいります。

3. 女性職員の管理職職員（課長級以上）への登用については、男女比率 50%を目指し、当面、現在の職員の男女比率に見合った約 30%を早急を実現すること。

総務局 総務部 人事課

管理的地位にある職員（課長相当職以上）に占める女性職員の割合は、15%以上を目標に取り組んできました。令和5年4月1日時点で15.1%となり、目標を達成することができました。今後も引き続き女性職員の登用率向上に努めてまいります。また、管理職となり得る女性の層を広げることが必要であるとの考えからワーク・ライフ・バランスの向上を図り、働きやすい環境を整備する取組を進めるとともに、女性職員の意識改革を目的とした研修により昇任意欲を高め、幅広い職務を経験させる配置に努めることで、管理職として必要な能力と適性を備えた女性職員の育成に取り組んでまいります。

4. 会計年度任用職員について

- ① 一時金の勤勉手当について、改正地方自治法（令和5年4月26日）の「令和6年度から勤勉手当を支給できることとする」に基づき、支給すること。また、必要な財政措置を国に求めること。

総務局 総務部 人事課

令和5年12月議会に関係条例を上程し、令和6年度から一定の要件を満たす会計年度任用職員について、勤勉手当が支給される予定となっています。

4. 会計年度任用職員について

- ② 正規職員の給料表改定に合わせて給与引き上げを行うこと。同時に昇給の上限規制を撤廃すること。

総務局 総務部 人事課

給料表の改定については、正規職員の給料表の改定に合わせて、引上げ改定を行いました。職種ごとの上限については、当該職の職務内容、責任の程度等を踏まえて設定しており、総務省マニュアルに則った制度内容であると考えています。

4. 会計年度任用職員について

- ③ 病気休暇等の有給化をはじめ、休暇制度や労働安全衛生等について、正規職員との「均等待遇」をすること。

総務局 総務部 人事課

休暇制度等については、総務省マニュアルにおいて、「国の非常勤職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。」とされており、基本的には国の非常勤職員と同様の制度とすべきであると考えています。

4. 会計年度任用職員について

- ④ 任用期間について、民間労働者同様の「5年ルール」「無期転換ルール」のような仕組みなどを含め、使用者責任として制度への改善に取り組むと同時に、国に対して制度改善の意見をあげること。

総務局 総務部 人事課

会計年度任用職員の制度は、総務省の示す制度に沿って制度設計しています。

地方公務員の任用における成績主義や平等取扱いの原則を踏まえれば、繰り返し任用されても、再度任用の保障のような既得権が発生するものではないことから、任期ごとに客観的な能力実証に基づき当該職に従事する十分な能力を持った者を任用することが求められています。

このことから勤務成績による再度の任用も可能ですが、3年に一度は公募を行い、選考試験を実施いたします。

5. マイナンバーカードの取得は任意であり、取得されていない方が不利益とならないようにすること。同時に、国に対して従来の健康保険証を廃止しないように求めること。

総務局 総務部 デジタル推進課

健康局 保険医療部 国保年金課

健康保険証を令和6年12月2日に廃止することが、令和5年12月22日に閣議決

定されました。健康保険証廃止後は、マイナンバーカードを取得されていない方等には、保険証の代わりとなる「資格確認書」が発行されます。

引き続き、国での制度や仕組みの検討状況について注視し、今後決定される内容について、市民の方が混乱なく保険医療を受けられるよう、市ホームページ等を通じて丁寧に説明していきます。

6. デジタル化の推進にあたって、本人の同意なしに、目的外流用・外部提供する匿名加工情報制度は行わないこと。

総務局 総務部 総務課

個人情報の保護に関する法律第111条において、行政機関等匿名加工情報を利用しようとする事業の提案を事業者等から定期的に募集するものとされていますが、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の機関については経過措置により当分の間その募集が任意とされていることから、本市においては行政機関等匿名加工情報の提供は現在考えておりません。

財政局

1. 市営中央駐車場及び北駐車場について、最初の1時間は完全無料とし、超えた時間のみ有料とすること。また、和歌山城ホールでの催事利用者は完全無料とすること。

都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課

市営中央駐車場及び北駐車場については、来庁者が駐車場を利用することを考慮して、1時間以内の駐車であれば手続きなく無料で出庫できるようにしているものです。また、1時間を超えた場合でも、市役所に手続きなどで来られた方であれば、管財課の方で回数券を配布していることから、来庁者に対しては概ね無料をご利用いただいているものと考えています。このことから、これ以上の無料化や初回料金の引下げは考えておりませんが、引き続き、来庁者の駐車スペースの確保や周辺駐車場の料金などを考慮しながら検討していきます。

産業交流局 文化スポーツ部 文化振興課

和歌山城ホールの催事利用者に対して、市営中央駐車場及び北駐車場を無料とする予定はありません。

健康局

1. 新興感染症など感染症対策について

- ① 保健所・衛生研究所の抜本的体制強化のため、応援体制方針を改め、正規職員の増員を行うこと。

健康局 健康推進部 総務企画課

保健所・衛生研究所については、感染症対策の中核的機関として、平時から庁内各部署や関係機関等と連携して役割分担や連携内容を確認・調整し、有事の際に速やかに体制を切り替えられるよう努めています。

また、新興感染症発生時を想定して平時から研修・訓練を実施し、即応態勢を構築してまいります。

1. 新興感染症など感染症対策について

- ② 感染症対応の医療機関（城南病院）を復活し必要な体制をとること。

健康局 健康推進部 総務企画課

感染症指定医療機関は国・県の指定となっており、新興感染症等の入院医療機関としては、日本赤十字社和歌山医療センターで第1種、第2種感染症指定医療機関として8床確保されている状況です。

さらに、県が令和6年に協定する予定の協定指定医療機関において、発生時に診療体制が迅速にとれるように、平時から研修・訓練を実施していきます。

1. 新興感染症など感染症対策について

- ③ 介護施設、高齢者施設、障害者施設等で感染症が発生した場合、すぐに医療機関に搬送できるシステムをつくること。

健康局 健康推進部 総務企画課

和歌山県感染症予防対策連絡協議会において、新興感染症発生時の外来・入院医療体制及び搬送体制について、関係機関と協議し、迅速に対応できる体制を構築していきます。

2. 国民健康保険について

- ① 高すぎる保険料を引き下げること。

健康局 保険医療部 国保年金課

令和4年度に医療分の所得割率を0.1%引き下げましたが、被保険者数の減少や高齢化、さらに医療の高度化など国民健康保険財政を取り巻く環境は厳しいものであるため、令和5年度保険料は据え置きとしました。今後も医療費の適正化に努め、保険料の負担増を抑えるよう取り組んでまいります。

2. 国民健康保険について

- ② 政令で定められた法定減額制度を市独自で拡充すること。

健康局 保険医療部 国保年金課

令和5年度においても、令和3年度に引き続き5割及び2割軽減の対象となる世帯の所得基準額が引き上げられています。

減免制度の拡充については、財政状況を鑑みながら県下統一に向けて要望してまいります。

2. 国民健康保険について

- ③ 均等割は廃止すること。当面半額にし、18歳未満については直ちに廃止すること。

健康局 保険医療部 国保年金課

子育て世帯の負担軽減については全国市長会を通じて要望してきたところであり、令和4年度より未就学児の均等割について減額となっております。今後も国や県の動向を注視し、連携しながら検討してまいります。

2. 国民健康保険について

- ④ 命綱である保険証を取り上げる資格証明書や短期保険証の発行は、やめること。

健康局 保険医療部 国保年金課

国民健康保険法等の規定に基づき、国民健康保険料の滞納世帯には、特別の有効期限を定めた短期被保険証が交付されます。また短期証世帯のうち、特別な事情もなく納期限から1年が経過するまでに保険料を納付しない世帯には、被保険者証の返還を求めるとともに、資格証明書を交付するとされています。このような規定は、滞納なく納付していただいている大多数の世帯との負担の公平や、健全な財政運営確保の観点から定められたものであり、本市としましては国民健康保険という社会保障制度の持続可能性の確保を図るため、やむを得ない、必要な措置だと考えています。

2. 国民健康保険について

- ⑤ 傷病手当について、他の健康保険同様に恒久的な制度とするよう国に働きかけること。国の制度ができるまでは市として制度をつくること。

健康局 保険医療部 国保年金課

新型コロナに感染した事業主に対する傷病手当の支給は、国の財政支援の対象となっていました。が、平時の加入者を適用する場合は、保険者が負担することとなります。

保険財政上余裕があれば可能ですが、国保財政が今後の見通しが立たない中で、国の財政支援なしに、対象者を広げることは困難です。

3. 介護保険について高すぎる保険料を引き下げること。

健康局 保険医療部 介護保険課

介護保険料は、介護保険事業計画において算定しています。第9期計画（R6～R8）の期間では、介護サービス量が今まで以上に増加すると推測されますが、介護給付費準備基金を取り崩すことを踏まえながら、保険料の抑制に努めます。

4. 高齢者紙おむつ給付事業は縮小せず継続すること。

健康局 保険医療部 地域包括支援課

当事業は、在宅で寝たきり等の高齢者を抱える家族支援事業として重要であると考えており、引き続き実施してまいります。

5. 带状疱疹ワクチンについて、市として半額補助を行うこと。

健康局 健康推進部 保健対策課

ワクチンにより带状疱疹の発症予防、重症化予防を図るため、予防接種費用の一部助成の実施に向け、取り組んでまいります。

6. 後期高齢者医療制度について、2022年10月から実施された窓口負担2割を1割に戻すための市独自制度をつくること。また、後期高齢者医療制度そのものをなくすよう国に意見をあげること。

健康局 保険医療部 保険総務課

すべての国民が安心できる医療保険制度の構築は、国の責務であり、後期高齢者の方が過度な負担増とならず、すべての世代で公平に支えあう仕組みとなるよう、和歌山県後期高齢者医療広域連合を通して、国に要望してまいります。

医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度の見直しについても、機会があるごとに要望してまいります。

7. 妊婦が安心して出産できるよう市内の産科の存続を県と連携して取り組むこと。

健康局 健康推進部 総務企画課

和歌山・有田保健医療圏において、産婦人科医の確保、妊婦健診や分娩施設に関する相談対応及び周産期医療における課題の検討を行うことで、安心・安全な周産期医療体制を確保するとともに、将来に向けての周産期医療体制を構築することを目的とした「和歌山・有田保健医療圏における周産期ネットワーク事業」を和医大と委託契約しています。また、引き続き、県に対しても周産期医療体制の堅持のための対策を講じていただくよう要望してまいります。

福祉局

1. 生活保護制度について

- ① 国の指針に基づき 80 世帯に 1 人のケースワーカーの配置をすること。

福祉局 社会福祉部 生活支援第 1 課

生活支援第 2 課

ケースワーカーの増員について引続き関係部局と協議してまいります。

1. 生活保護制度について

- ② 冷暖房器具の購入費用や使用に係る電気料金相当分を扶助する夏季加算について、国に求めるだけでなく市独自で先行して実施すること。

福祉局 社会福祉部 生活支援第 1 課

生活支援第 2 課

エアコン未設置世帯について、設置を希望される方へはエアコン購入に向けた助言指導を行っており、高齢者、こども等の熱中症弱者のための熱中症対策として、声かけの強化やエアコン利用の有効性の周知、家計管理に係る必要な助言指導を行っています。

熱中症を予防する為には、適切なエアコン利用が重要であると考えており、国に対して全国市長会を通じてすべての被保護者世帯がエアコンを購入できる制度へ改めること及び電気料金相当分の「夏季加算」を創設することについて提言しています。

1. 生活保護制度について

- ③ 公共交通機関の乏しい和歌山市として生活必需品である自動車の日常利用を認めること。

福祉局 社会福祉部 生活支援第 1 課

生活支援第 2 課

生活保護制度上の車の保有の取扱いについて、国は一定の要件を満たす場合に限り、保有を認めています。ただし、日常利用に関しては「生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、保有を認める段階には至っていない」という考えを示しており、本市でも認める段階ではないと考えております。

2. 保育所の待機児童を直ちにゼロにするとともに、保育料及び給食の無償化に取り組むこと。

福祉局 こども未来部 保育こども園課

待機児童については、早急に解消できるよう、今後も継続して取り組んでいきます。

保育料の無償化については、現在、国による幼児教育・保育の無償化により、保育所等を利用する3歳から5歳までの子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化されており、本市ではこれに加えて、同一世帯の第3子以降と年収360万円未満相当世帯の第2子の保育料を無償化しています。

また、給食費について、国制度により、保育所等を利用する年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもの副食費等を徴収免除しており、本市ではこれに加えて、保育所等を利用する同一世帯の第3子以降の子どもについて兄弟の年齢に係わらず無償化しています。

今後の保育料、副食費等の制度の拡充については、国、県の動向を注視していきたいと考えています。

3. 補聴器購入費助成について、助成費用を増額するとともに対象を広げること。

福祉局 社会福祉部 高齢者・地域福祉課

補聴器購入費助成については、加齢による聴力低下により、声が聞こえづらく閉じこもりがちになることが懸念される高齢者が、聞こえやすくなることで社会的つながりを維持しながら、住み慣れた地域で安心して暮らすために極めて有効なツールであると考えています。令和5年度から20,000円を上限額とし助成をしていますが、現事業の継続を最優先に考えたうえで、事業実施していきたいと考えています。

4. 障害者が65歳になり介護保険優先とされるが、画一的な基準のみで判断するのではなく、個々の障害者の特性を考慮し必要な支援が受けられるように取り組むこと。

福祉局 社会福祉部 障害者支援課

障害福祉サービスの利用において、画一的な基準だけでなく、個々の状況やニーズを考慮することは重要です。障害のある人が65歳以上になっても安心して暮らしていけるよう、個々の状況やニーズを考慮した上で支給決定を行っています。これからも引き続き、国の動向を踏まえ、一人一人の障害特性に応じたサービスの支給決定に努め、障害を持った方が安心して暮らしていけるような適切なサービスの提供に努めてまいります。

市民環境局

1. 自衛官募集事務に関して、自衛隊へ個人情報を提供しないこと。また、「除外申請」を認めること。

市民環境局 市民部 市民生活課

自衛官募集事務に関して、自衛隊法第97条第1項に「都道府県知事及び市町村は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行

う。」と規定されており、また、自衛隊法施行令第 120 条には「防衛大臣は、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」とされています。これにより、自衛隊和歌山地方協力本部からの依頼に基づき、提供しているものです。

また、除外申請については、法の定めがないため、現在、考えておりません。今後、国の動向や他都市の状況を注視してまいります。

2. 旧同和対策事業を中心に業務を行っている人権同和施策課は廃止すること。

市民環境局 市民部 人権同和施策課

総務局 総務部 行政経営課

平成 28 年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に、現在もなお部落差別が存在していることやその解消のため、相談体制の充実を図ることや教育及び啓発に努めることと明記されています。こうしたことから部落差別をはじめあらゆる人権問題の解消に向け、啓発事業など必要な事業に、人権同和施策課として取り組んでいかなければならないと認識しています。今後もすべての人の人権が尊重される社会の実現のため、さまざまな施策の推進に努めてまいります。

3. 和歌山県がパートナーシップ宣誓制度を導入することに伴い、和歌山市でもパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入すること。

市民環境局 市民部 男女共生推進課

性的指向や性自認に関して正しい理解が深まることが重要であると考え、講座の開催やホームページ等を活用した啓発を行っております。

同性パートナーシップ制度については、制度を導入する和歌山県と連携し、和歌山市で利用できるサービスを調整しつつ、同性カップルの方への不利益や不都合な取扱いを解消するよう取り組んでまいります。

4. 家庭ごみの収集について

① 分別種類を増やすこと。

市民環境局 環境部 一般廃棄物課

分別種類を増やすことにより、収集の負担増加に伴う職員の増員や収集車両の増車、収集スペースの確保、分別収集後の搬入先や処理方法などの検討が必要となってきますが、ごみを細かく分ける行為は、リサイクル率の向上やごみ処理の負担を軽減する効果がありますので、検討を重ねていきたいと考えています。

4. 家庭ごみの収集について

- ② 収集方法は戸別収集を基本とすること。

市民環境局 環境部 一般廃棄物課

収集方法が戸別収集になることによる収集ポイント増加に伴う職員の増員や回収ルートへの検討、ごみ収集車が通行するための道路幅など、戸別収集を基本とすることに向けたハードルは高く、実施は困難です。

産業交流局

1. 最低賃金引き上げによる賃金アップを行う中小業者や店舗などへの財政的支援を市として行うこと。あわせて、国に対して、中小企業の「賃上げ」をサポートする助成金・支援制度の拡充と、全国一律最低賃金制を強く求めること。

産業交流局 産業部 産業政策課

市内製造業の生産性を高め従業員の所得向上につなげるための補助制度を令和5年度から実施しています。

最低賃金につきましては、最低賃金法に基づいて各都道府県労働局長が決定するものとなっています。今後も労働者の生活の安定を図るため、事業者及び労働者に対し、最低賃金について、また賃金の引き上げを図るための国の業務改善助成金等について周知を図ってまいります。

2. 市内の事業者を守るためにインボイス制度の中止と消費税を減税するよう、国に対して意見をあげること。

産業交流局 産業部 産業政策課

財政局 財政部 財政課

税務部 市民税課

消費税率は増大する社会保障給付費への財源として、2014年4月に5%から8%へ、全世代型社会保障制度の構築に向けた安定財源確保のため、2019年10月に8%から10%へそれぞれ引き上げられております。消費税は将来に向けた安定した税財源であり、本市がその税率引き下げを国に対して求めることは困難です。

また、インボイス制度については、2019年10月の消費税増税に伴って軽減税率が導入された際に、事業者間の商取引で消費税率や税額の正確な把握をするために導入された制度であり、課税の適正化や消費税納税の透明性を図る制度と理解しております。

全国市長会を通じて、同制度の中止を求めるのではなく、制度の円滑な実施に向け、事務負担の軽減など支援の充実について要望をしているところです。

3. 軒並み赤字経営の稲作農家に対して、市として所得・価格補償などの支援を積極的に行うこと。同時に今まで以上に市内の農産物を学校給食で活用すること。

産業交流局 農林水産部 農林水産課

教育委員会 学校教育部 保健給食管理課

本市では、農業者の経営の安定化などを支援する国等の制度を積極的に活用するとともに、収益の向上と経営の安定化を図るため、野菜等栽培用農業用井戸の設置に対して助成を行うなどにより、農業所得の向上が図られるよう取り組んでいるところです。

小学校給食においては、月1回「地産地消の日」を設定するなど、地元産の食材を取り入れた地場産物の活用を進めています。また、米飯給食は、小学校で週に約3回、中学校で約4回実施しており、すべて市内産米を使用しています。

4. 買い物難民・困難者の対策としての移動販売や宅配サービス等に対して、地元スーパーなど民間事業者への補助支援事業を行うこと。

産業交流局 産業部 商工振興課

本市の民間事業者では、買い物難民・困難者の対策としてすでに移動スーパーによる移動販売や宅配サービスを実施されているところです。本市としましても、商店街の個店や組合が、移動販売や宅配サービス等、新たに実施する事業に対し補助制度を設けております。

都市建設局

1. 市営住宅入居希望者への連帯保証人制度について、国土交通省局長の通知（2018年3月30日）のとおり、中核市の40%が保証人を求めない、45%が保証人を確保することが困難なときは免除する場合があると国土交通省の調査（2020年8月1日時点）に回答しています。連帯保証人制度の見直しを早急に行うこと。

都市建設局 建築住宅部 住宅第1課

公営住宅への入居に際しての連帯保証人の取扱いについては、事業主体の判断に委ねられています。連帯保証人制度は、緊急時の対応や債務問題解消のために必要と考えています。

2. 向こう2年以内に住宅第2課を廃止し、市営住宅はすべて一般公募すること。

都市建設局 建築住宅部 住宅第2課

総務局 総務部 行政経営課

住宅第2課が所管している住宅は、歴史的・社会的背景によって生活環境等の安定

向上が阻害されている地域に、住環境の整備・改善を図る事業として、建設されたものであり、この事業は必要であるため、住宅第2課の廃止は考えておりません。

一般公募につきましては、今後の地域の居住実態・施策の必要性等を考慮し、必要に応じて検討してまいります。

3. 公共交通について

- ① 和歌山バスの路線廃止や減便を食い止め、復活させるための補助金の増額を行うこと。

都都市建設局 都市計画部 交通政策課

現在、バス路線維持のための対策として、和歌山バスの赤字路線である坂田線に対して補助を行っております。加えて、令和5年度においては車社会の進展や少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による乗客数の減少、原油価格高騰などにより経営が圧迫されている和歌山バスに対し、アフターコロナに対応したバス路線を維持する取組に支援を行っております。

和歌山バスへの補助金の増額については、市内バス路線の状況を和歌山バスと共有・連携しながら、検討しております。

3. 公共交通について

- ② 免許返納者や自家用車を持たない市民へのタクシー補助券を提供できる制度をつくること。

都市建設局 都市計画部 交通政策課

免許返納者や自家用車を持たない市民の方には、可能な限り鉄道やバス等の公共交通機関をご利用いただくことで、既存公共交通機関を維持・確保していく必要があります。

タクシー補助券の提供については、既存交通事業者との競合や財政面等の課題もありますので、幅広い観点で慎重に検討していきます。

3. 公共交通について

- ③ 交通不便地域への支援を行うこと。

都市建設局 都市計画部 交通政策課

鉄道駅やバス停等から一定の距離がある地域を交通不便地域と定め、バス路線の廃止等で生じた交通不便地域に対しては、地域が主体となって運営する地域バスやデマンド型乗合タクシーの導入支援及び運行経費の一部を補助するなどの対策を講じております。

4. 和歌山市宮今福霊園のトイレを終日利用できるようにすること。もしくは、隣にある今福児童公園にトイレを設置し管理すること。

健康局 保険医療部 保険総務課

都市建設局 都市計画部 公園緑地課

今福霊園は、霊園利用者のための施設であり、業務委託により、管理運営をしています。開門時間は、原則、午前7時から午後5時までとなっており、閉門時は委託先が、管理事務所等を施錠しています。防犯上の観点からトイレについても施錠しています。

公園緑地課では、老朽化した既存トイレを計画的に更新している状況です。現状、新たなトイレ設置は行っておらず今福児童遊園へのトイレ設置は困難です。

5. JR布施屋駅、田井ノ瀬駅、宮前駅にトイレを設置・管理すること。また、JRに対して、布施屋駅、田井ノ瀬駅ホームへの屋根の設置を強く申し入れること。

都市建設局 都市計画部 交通政策課

駅構内のホーム屋根やトイレなどについては、駅利用者にとって利便性向上に資するものであると思います。また、JR布施屋駅、田井ノ瀬駅、宮前駅へのトイレの設置・管理については、本来それを所有する鉄道事業者が実施するものと考えます。しかし、トイレやホーム屋根の撤去等は、JR西日本が、将来にわたり持続可能な鉄道を構築するためのシンプル化の一環として実施したものであり、市としても、駅の利用状況やコスト削減の観点からやむを得ないものと考えています。

企業局

1. 和歌山市水道ビジョン2024について

- ① 市民合意を最重点にすること。

企業局 水道工務部 水道企画課

和歌山市水道ビジョン2024策定については、有識者や各種市民団体の代表者で構成される「検討会議」を設置し、議論を重ねながら進めているところです。

また、令和5年12月25日から令和6年1月31日までパブリックコメントを実施し、市民の皆様のご意見も伺いながら策定してまいります。

1. 和歌山市水道ビジョン2024について

- ② 検討会議の傍聴だけでなく市民の声が直接聴ける説明会を行うこと。

企業局 水道工務部 水道企画課

検討会議については、全て公開にて議論していることから、説明会は予定しており

ません。

市民の声に関しましては、令和5年12月25日から令和6年1月31日まで実施したパブリックコメントにより、市民の皆様のご意見を伺っております。

1. 和歌山市水道ビジョン2024について

③ 地域からの要望があれば、地域に出向いて説明会を行うこと。

企業局 水道工務部 水道企画課

地域からの要望による説明会は予定しておりません。

なお、検討会議を傍聴できなかった方に、後日お渡しできるよう、会議資料を用意しております。

また、お問い合わせいただければ資料内容の説明にも対応させていただきます。

2. 職員の異常な長時間労働をなくすため、人員不足を解消すること。

企業局 経営管理部 企業総務課

職員の時間外勤務については、各所属での業務の平準化や毎年の事業規模等を勘案するとともに、市長部局と必要な人材の人事交流を行いながら削減に努めています。今後も各課の業務の状況を踏まえ、適正な人員の確保・配置を行うことで、時間外勤務の削減を図っていきます。

3. 水道管の老朽管対策として、毎年0.76%以上に老朽管更新率なるように、予算を含む具体的な計画を明らかにすること。

企業局 水道工務部 管路整備課

水道管の老朽管対策については、予算を拡充し取り組んでいるところです。令和6年度は、更新延長約8.0km(前年度比1.9km増)、更新率0.53%(前年度比0.13%増)の予定です。今後も計画的に老朽管対策並びに管路更新率の向上に努めてまいります。

消防局

1. 消防職員について、消防力を維持し、安全・安心のまちづくりのため、条例定数に近づけるよう努めるのではなく、実際に人員を早急に確保すること。

消防局 消防総務課

消防力を維持するため人員の確保に努めてまいります。

2. 消火器の購入費補助を拡充すること。

消防局 予防課

事業実績を考慮し予算計上してまいります。

消火器は火災による被害を最小限に食い止める効果が認められる優秀な初期消火器具でありますので、火災が発生した場合、直ちに使用できる家庭内に設置していただけるよう、一般家庭への設置奨励に努めてまいります。

危機管理局

1. 災害対応力強化のために女性の視点がよりいっそう重要です。市防災会議委員の女性比率を3割以上にすること。

危機管理局 危機管理部 総合防災課

防災会議委員40名中、女性委員は8名となり、昨年度から2名増加し、20%の登用率となっています。防災対策において女性の視点を反映することで、防災力の強化が図れることから、引き続き、女性委員の登用を関係機関に働きかけてまいります。

2. 災害時避難所には、エアコンと自家発電設備を設置すること。

危機管理局 危機管理部 総合防災課

エアコンの設置については、引き続き施設を管理する関係部局と協議してまいります。

災害時における停電対策として、市立小・中・義務教育学校・高校等の避難所に、自家発電設備や可搬式発電機を整備しています。

また、自動車販売会社と給電可能な車両の貸与に関する防災協定を締結しています。

教育委員会

1. 学校給食について
 - ① 小学校同様に幼稚園の給食費も無償化すること。小・中学校については、県立や国立に通学する児童・生徒の給食費も助成すること。

教育委員会 学校教育部 保健給食管理課

市立幼稚園の給食費については、国の基準により、第3子以降などの副食費を免除しています。今後も、国、県の動向を注視しながら、保護者負担の軽減について検討してまいります。

学校教育法では、義務教育諸学校の設置者が学校給食を実施するとしており、学校給食を無償とするか否かについても、地域の実情等に応じて、各学校の設置者が判断すべきものと考えます。現在、本市が行っている学校給食の無償化は、市立小学校及び市立義務教育学校（前期課程）を対象に実施しています。

今後も、県立校や国立校の設置者と連携しながら事業を進めてまいります。

1. 学校給食について

- ② 中学校給食は自校方式で行うこと。

教育委員会 学校教育部 保健給食管理課

令和3年度に実施した、和歌山市中学校給食実施方法等調査検討業務及び令和4年度に作成した和歌山市中学校給食等実施計画の内容を検討した結果、センター方式は高度な衛生管理を集中的に実施できること、食物アレルギー対応などを統一的に管理・運用ができること、将来の生徒数の変動にも柔軟に対応でき、安全安心な給食を持続的に提供できることなどの理由から、給食センター1か所での実施が最適な整備方法であると評価し事業を進めています。

1. 学校給食について

- ③ 子どもたちの健康や食育のため、有機農産物を積極的に使うこと。また、和歌山の風土に合った米飯給食とすること。

教育委員会 学校教育部 保健給食管理課

有機農産物の使用については、令和5年度に小規模校において実施しました。令和6年度は事業を拡大していければと考えています。

米飯給食については、小学校で1週間に約3回、中学校で約4回の米飯給食を実施しておりすべて市内産米を使用しています。今後も市内米を積極的に利用できるように努めてまいります。

1. 学校給食について

- ④ 栄養職員の配置について、各校に1人以上配置すること。

教育委員会 学校教育部 学校教育課

保健給食管理課

栄養職員は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(第8条の2)の基準通りに配置していますが、引き続き各学校の実情を県に訴え加配を要望してまいります。

なお、調理の民間委託をしている学校で、県費栄養士の配置がない学校については、市費による栄養士配置を行っています。

2. 学童保育(若竹学級)について

- ① 長期休暇を含め学童保育の待機児童を直ちになくすこと。

教育委員会 教育学習部 青少年課

待機児童の解消については、余裕教室の活用並びに特別教室の有効活用について学校と協議するとともに、学校外の施設の活用を検討するなど教室の確保に努めます。

2. 学童保育（若竹学級）について

② 土曜日開設について、希望者が少なくても毎週開設すること。

教育委員会 教育学習部 青少年課

現状若竹学級においては、第二、第四土曜日には、事前に希望者を把握したとえ1名の希望者であっても開級しているところですが、令和4年度の開級実績は約3割でした。若竹学級の土曜日の毎週開級については、令和4年度のアンケートを行った結果、常に利用したいとの回答は全体の約5%と依然少数であったところです。今後も市民の皆様のご意見に真摯に耳を傾けながら、毎週開設については慎重に検討します。

2. 学童保育（若竹学級）について

③ 生活の場としてふさわしい環境となるよう充実すること。

教育委員会 教育学習部 青少年課

若竹学級施設については、各学級の状況をみながら充実するよう検討します。

3. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、LD等通級指導教室を各校に配置・設置すること。

教育委員会 学校教育部 学校支援課（子ども支援センター）

学校支援課

スクールカウンセラーについて、和歌山市は市立和歌山高等学校に1名配置しています。市立小中学校については、和歌山県から配置されています。

スクールソーシャルワーカーについては、18中学校区に9名を拠点校型として配置しており、令和6年度も継続して配置します。

通級指導教室については、ニーズが高まっている状況を踏まえ、増設について引き続き県教育委員会に要望してまいります。

4. 国の交付金を活用し、学校図書館司書を1校に1人配置すること。

教育委員会 教育学習部 読書活動推進課

学校図書館の充実には、学校司書の配置は非常に効果的であると認識しています。

現在は学校司書7名を19小学校、10中学校、義務教育学校、高等学校の全31校に配置し、1巡目の小学校と高等学校には曜日ごとに、2巡目の小学校には週ごとに巡回しています。中学校には全ての中学校が2巡目となることから、3週間ごとに巡回しています。

今後も、小中学校の学校図書館をさらに充実させ、子供たちの学力向上と学校生活を豊かにするため、学校司書の増員も含め、計画的・効果的な配置に取り組んでまい

ります。

5. 子どもたちの安全を守り、安心して機能的な教育環境を確保するため、消防設備、避難経路等を含め、老朽化した学校施設を早急に改修すること。

教育委員会 教育学習部 教育施設課

老朽化した学校施設の改修については、令和5年度に屋上防水改修を8校、予防改修（屋上防水、外壁改修）を8校実施しています。また消防設備、避難経路等については、法令に基づき定期点検を実施しており、不良箇所については随時修繕を行っています。今後も安全な教育環境を確保できるよう改修、修繕を実施してまいります。

6. 異常な猛暑から子どもを守るため、学校の体育館にエアコン設備を早急に設置すること。

教育委員会 教育学習部 教育施設課

体育館の冷暖房設備については、現在中学校9校、義務教育学校1校への設置が完了しており、令和5年度はさらに中学校3校への設置を実施しており、残りの中学校についても順次設置を計画しております。小学校については、今後検討してまいります。

7. 地域子ども会にかかわる事業は、直ちにやめること。

教育委員会 教育学習部 青少年課

子どもたちが他人を思いやる心や人権を大切にすることを育み、目標に向かって主体的に行動していく力の育成を図るため、地域が一体として子どもたちの健全育成に取り組む有意義な活動であることから、今後も継続していきたいと考えています。

8. 地区集会所が市の施設として全市民が平等に使用できるようにすること。

教育委員会 教育学習部 生涯学習課

地区集会所は、市民の生涯学習・社会教育の場として利用していただく施設であり、①地域の社会教育の活動と振興を図る目的で組織され、成人である責任者が明確になっている団体、②当該地区内の各種団体、③管理責任者（生涯学習課）が必要と認める団体の、いずれかに該当する団体であれば利用していただくことができます。利用希望団体は、一度生涯学習課まで相談いただければ幸いです。

選挙管理委員会

1. 投票率向上のために、期日前投票所を増やすこと。

選挙管理委員会事務局

現在、期日前投票所は、商工会議所、コミセン5箇所、ショッピングセンター2カ所の計8箇所で開催している。

今後は、地域バランス等を考え、検討します。

2. 移動投票所を早急に実現すること。

選挙管理委員会事務局

期日前移動投票所については、実施している自治体の大半が有権者の減少に伴い当日投票所の統廃合を行ったこと、又、投票管理者や投票立会人の人員確保が困難なことによるものです。実施するにあたり、二重投票の防止対策、悪天候時の対応などの課題があります。

本市においては、現時点では当日の投票所の統廃合は検討しておらず、早急に必要とは考えておりません。

3. すべての障害者、高齢者など体の不自由な人の投票権を保障するため、郵便投票対象者を拡充し、手続きを簡素化すること。

選挙管理委員会事務局

公職選挙法により、郵便投票対象者、手続き等が厳格に決められています。法改正があれば、対応していきます。

4. 期日前投票所を含め投票所には『投票支援員』が常駐し、投票するための支援を行ってくれることを選挙公報等で周知すること。

選挙管理委員会事務局

各投票所には、案内等をするための係を配置しており、ホームページ等で周知します。

5. 投票に際し危険を感じることを無いように、車いすや車いす対応の記載台を全投票所に早期に設置すること。

選挙管理委員会事務局

車いすや、車いす用記載台については、事務従事者と連携を取りながら、準備していない投票所についても、必要に応じて、順次設置するよう対応します。

6. 選挙制度の変更や期日前投票所の増設に選挙事務の作業量の増加、複雑化などに対応するため、効率的な事務事業への見直しだけでなく、選挙管理委員会事務局の職員を含め、市職員の増員による体制確保を行うこと。

選挙管理委員会事務局

選挙制度の変更及び期日前投票所の増設により、事務量が増加・複雑化し、現在の事務局の体制では選挙の適切な管理執行に苦慮する状況ではありますが、今後も選挙時の体制の確保を人事部局に求め、効率的な事務の遂行により対応してまいります。

